

## 国際会計基準導入と法人税への影響

### 1 国際会計基準の動向

税の実務の世界では、補正予算の関連法案として平成21年6月19日に成立した税法改正において、交際費の定額控除限度額が400万円から600万円に引き上げられたこと、あるいは、住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税枠500万円の創設等に注意が払われることになろうが、最近の国際会計基準を中心とした企業会計の動向も今すぐに何かが起こるという話ではないが、大きなうねりとなって動き始めたことから関心を払うべき事項のように思われる。

古い話で恐縮ではあるが、以前は、財務会計といえば、企業会計原則を勉強することが大きな領域であった。この時代は、会計基準が各国別に存在するいわゆるローカルルールの時代であったといえる。

その後、1996年（平成8年）に日本における会計ビッグバンが開始されたように、各国の規制緩和が進んだことで、資本市場の国際化等が進展し、国際的な資金調達等が可能になったのである。このような事態に至ると、各国の会計基準がローカルルールの状態のままでは投資対象を選択するに際して、企業の国際間の比較が難しいことになる。

そこで、世界統一ルールである国際会計基準の必要性が高まってきたのである。ローカルルールが困難に直面した例として、1999年頃に、日本の会計基準により作成された財務諸表は、

米国の会計基準とは異なることから、米国の監査法人により日本の会計基準に基づいた財務諸表についてはその旨を付記するレジエンド（legend：警句）問題が生じたのである。

国際会計基準の作成等を目的とした国際会計基準委員会（IASC）は、1973年に各国の会計士団体により設立されているが、その当初から影響力を行使したとはいはず、1988年に証券監督者国際機構第13回総会において国際会計基準を支持する表明等が行われ、次第にその存在意義が増大してきたのである。

2001年には、米国においてエンロン事件が発生し、米国会計基準の信頼性を疑われるような事態になったこと等を背景として、2002年に国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board : IASB : 2001年4月1日より活動開始）と米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board : FASB）が国際的な会計基準についてコンバージェンス（convergence：すり合わせ）することで合意（ノーオーク合意）したのである。

そして、2006年に米国財務会計基準審議会と国際会計基準審議会は双方の会計基準のコンバージェンスについてのロードマップに関するMOU（覚書き）を公表している。さらに、2007年（平成19年）8月8日に日本の企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan : ASBJ）と国際会計基準審議会（IASB）は、2011年（平成23年）6月までに

# Topics of International Taxation

会計基準のコンバージェンスを行うことで合意（東京合意）したのである。

その後、米国では、2008年11月にSECが米国企業に対する国際会計基準である国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS：以下「IFRS」という。）導入に関するロードマップを公表し、日本においても、2009年2月4日に企業会計審議会の企画調整部会が「IFRS導入に関する中間報告（案）」（以下「中間報告案」という。）を公表した。この中間報告案では、日本の場合、上場企業の連結財務諸表について、2010年（平成22年）3月期からIFRSの任意適用を容認し、2012年（平成24年）ごろを目途として、IFRSの強制適用について判断するとしている。ちなみに、EUは2005年から、カナダ、インド、韓国は2011年から国際会計基準の強制適用を行っている。結果として、日本は、IFRSの強制適用をせざるを得ない状況に至っているというのが現状のようである。

## 2 法人税への影響

過去において、外貨建取引等会計処理基準、金融商品に関する会計基準等の影響により、前者の場合は為替換算に係る規定、後者の場合は有価証券の処理に関する規定が法人税法に設けられた。また、商法における会社分割法制の創設に伴い、法人の分割税制を含む企業組織再編税制が整備されたのである。

日本の場合、商法、企業会計と税法がいわゆるトライアングル体制にあるといわれ続けてきたが、平成13年における年間3回の商法改正、国際会計基準に歩み寄る会計基準の動向、税効果会計の導入等により、次第に税法と商法、企

業会計との距離が開きつつあるというのが大方の認識であろう。

そして、上場企業に対して国際会計基準が強制適用されることがロードマップとして公表されたことで、法人税への影響等もこの際考慮する必要があろう。

第1には、日本の法人の大部分が中小法人であり、国際会計基準と中小法人との関係、「中小企業の会計に関する指針」（中小企業会計基準）との関係等がある。IFRSの適用は、上場企業であり、それ以外の企業はローカルルールの適用という会計基準の2階建て状態になるのであろうかということが今後の問題であろう。

第2には、会計基準は、仮に2階建てであっても、法人税法はすべての法人を対象としている。そこで、これまでに議論のあった、法人税法分割案（大法人用と中小法人用に分ける。）ということも考えられるが、基本的な問題は、法人税法の採用している確定決算主義を巡る問題、確定決算主義よりも広く企業会計と法人税法の関連をどうするのかという問題であろう。前者は、損金経理要件を課すことにより企業会計における利益計算に法人税法が影響を与える問題である。後者は、前者との関連もあるが、現行の企業利益をベースに申告調整する方式を今後も継続するのかという点である。

いずれにせよ、国際会計基準を導入してこれを強制適用するという動きは、大なり小なり法人税法に影響することが必至ということであろう。

中央大学商学部教授

矢内 一好